

聖籠町告示第7号

聖籠町最低制限価格制度運用要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年1月30日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町最低制限価格制度運用要領の一部を改正する告示

聖籠町最低制限価格制度運用要領（平成22年聖籠町告示第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「100分の108を乗じて」を「消費税及び地方消費税に相当する額を加えて」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の聖籠町最低制限価格制度運用要領の規定は、令和元年10月1日から適用する。